

# 平成 27 年度第 5 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 27 年 12 月 9 日（水）

於：高松サンポート合同庁舎 702 会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、高塚、松浦  
労働者側 白石、十川、本田、山  
使用者側 田島、濱田、福家、森川

議 題 (1) 平成 27 年度最低賃金の改定状況について  
(2) その他

【賃金室長】 ただ今より第 5 回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、労働者側の横山委員、使用者側の中川委員が欠席でございますが、13名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、審議に先立ちまして、藤永香川労働局長より御挨拶申し上げます。

【藤永局長】 香川労働局長の藤永でございます。

第5回香川地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

松浦会長を始め、各委員の皆様におかれましては、師走のお忙しい中、第5回香川地方最低賃金審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

先程、テーブルマーク綾上工場を視察された方は、この審議会、その後の意見交換会と長丁場になりますが、よろしく願いいたします。

今回は食品工場の性質上、工場内の視察が十分できず、次回よりもう少し現場の見られる事業場を選択し、視察していただいて、今後の審議会にお役立ていただければと思います。

さて、香川県の経済情勢でございますが、賃金も若干ですが上昇傾向にあり、個人消費も上向いております。基調的には緩やかな回復を続け、有効求人倍率を見ましても、1.50倍前後でここ数か月推移しており、特に正社員の有効求人倍率が先月は1.04倍となり、統計を取り始めて以来、2か月連続で最高の数字を更新しております。業種によるばらつきは依然見られるものの、労働市場もかなりタイトな状況になって来ていると感じております。

このような状況の中で、本年度は、審議会から答申をいただいた最低賃金につきましては、すべて答申どおりの内容で改正決定手続を終了し、地域別最低賃金については10月1日に発効、特定最低賃金は、「機械」「冷食」「電気」については12月15日から、「船舶」については12月16日から発効予定としているところでございます。

委員の皆様方からすべて全会一致により、それぞれ答申をいただき、皆様の御審議に対して改めて感謝申し上げます。それぞれのお立場を背負っての審議でありましたが、それぞれのお立場で御苦勞をされたのではないかと推察いたします。

今後、労働局といたしましては、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、より一層適切に機能させるため、その周知と履行確保を徹底して参りたいと考えております。

最近の安倍首相の指示でも、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける中小企業への支援を、経済産業局、我々労働局と連携し、情報を共有しながら取り組んで参りたいと考えております。

審議会委員の皆様には、それぞれのお立場での周知、履行確保といった面への御理解と御支援を今後とも賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【賃金室長】それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】各委員におかれましては、師走のお忙しい中を御出席いただき誠に有難うございます。

まず、本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につきましては、香川労働局長から7月7日に改正諮問をいただき、4回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、昨年引き続き全会一致の結審となり、各側委員には熱心な御審議をいただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、当県で設定されている4つの特定最賃につきましても、それぞれのお立場の違いで難しい面もあったと思いますが、4つとも労使各側委員の御理解ある判断のもと、すべて全会一致により結審・答申の運びとなりましたことにつき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議題は会次第にありますように、

- 1 平成27年度最低賃金の改定状況について（報告）
- 2 その他

となっております。

それでは、議題1について、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】それではまず当県の今年度の最低賃金の改定状況について説明いたします。

資料の1としまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金719円。冷凍調理食品製造業750円、以下「冷食」で説明します。はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業850円、以下「機械」で説明します。船舶製造・修理業，船用機関製造業860円、以下「船舶」で説明します。電子部品・デバイス・電子回路電気機械器具、情

報通信機械器具製造業 805 円、以下「電気」で説明します。

次に、審議状況でございますが、資料2ページ資料2「平成27年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」を御覧下さい。

本審は今回を含め5回、運営小委員会を1回、香川県最低賃金専門部会を4回、冷食専門部会を2回、機械専門部会を3回、船舶専門部会を4回、電気専門部会を3回開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を7月7日に開催し、局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄の香川県最低賃金の行の第1回専門部会を7月24日に開催し、右の第2専門部会を7月31日に開催して金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月3日に、第4回専門部会を8月4日開催して、全会一致で結審し、金額で17円、率にして2.42%アップの719円での答申をいただきました。

その後、8月12日に香川県労連、8月19日に香川県タクシー協同組合より異議の申し出があったことから、8月20日に異議審（第4回本審）を開催して御審議いただき、8月4日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最賃につきましては、第2回本審を7月31日に開催し、局長より改定の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最賃については必要性有りと結論に至りました。

第3回本審を8月4日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、局長より冷食、機械、船舶、電気の

4つの特定最賃の改正決定についての諮問を行いました。

その後、特定最賃専門部会の第1回目の会議を資料のとおり4専門部会合同で9月30日に開催いたしました。

以後、各専門部会を順次開催して御審議をいただいたわけですが、本年度、特定最賃につきましては、冷食につきましては2回目、機械、電気につきましては3回目、船舶につきましては4回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、冷食につきましては10月6日に、金額で2円、率にして0.27%アップの750円で答申をいただきました。

次に、機械につきましては10月2日に、金額で14円、率にして1.67%アップの850円で答申をいただきました。

次に、船舶につきましては10月15日に、金額で16円、率にして1.90%アップの860円で答申をいただきました。

最後に、電気につきましては10月13日に、金額で15円、率にして1.90%アップの805円で答申をいただきました。

なお、特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、異議申出期限の翌日から所定の事務手続に入り、冷食、機械、電気は12月15日から、船舶は12月16日から発効となります。

それぞれの答申文、報告文につきましては、資料の3ページからの資料3-1に「香川県最低賃金の改正決定について」を、資料の7ページからの資料3-2に「当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」を、資料の8ページからの資料4-1に「最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を、資料の11ページからの資料4-2に「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について」を、資料の14ページからの資料4-3に「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について」を、資料の17ページ

からの資料4-4に「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について」を、資料の20ページからの資料4-5に「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」を添付しておりますので後ほど御参照ください。

以上、御説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことを御報告いたします。

次に、地域別最低賃金の全国の改定状況ですが、資料の23ページに資料の5としまして、本年度の全国の地域別最低賃金額改定答申に係る本省発表資料を添付しております。

下の方に記載されている「平成27年度地方最低賃金審議会の答申ポイント」にありますように、改定後の全国加重平均額は798円で18円の引上げとなっております。

改定額の分布は693円（4県）が最低額で、907円（東京）が最高額となっております。

資料25ページを御覧いただきますと、すべての都道府県で16円以上（16円～20円）の引上げが答申されております。目安より+1円は香川県を含み全国10都道府県であり、それ以上はありません。

香川の最低賃金の719円は宮城県の726円に次いで全国30番目です。

資料26ページを御覧いただきますと、香川県最低賃金の推移をグラフで示していますが、全国加重平均798円より79円低く岡山県735円より16円低い状況ですが、徳島695円、愛媛696円、高知693円ですので、四国では1番高い状況です。

引上額の17円は過去10年で最も高い額となっております。引上率は2.42%となっております。

採決の状況は、3年連続の全会一致の採決となっております。

発効日については、昨年に引き続き10月1日発効となりました。

影響率は、2.8%と昨年の3.5%よりは下がっています。

続きまして、資料27ページから資料7の「特定（産業別）最低賃金決定状況」で平成27年12月3日現在の状況です。

資料28ページの下の方に、改正の必要性199業種、必要性無しは4業種となっております。また、申出なし、必要性なし、申出後取下げ又は諮問不適の場合は黒塗りとしております。空欄は審議中でございます。

資料29ページの資料8は食料品製造業の最低賃金審議・決定状況です。資料30ページは一般機械器具製造業最低賃金の審議・決定状況です。東京、神奈川は審議中です。資料31ページは船舶製造業最低賃金審議・決定状況です。東京が審議中となっております。資料32ページは電気機械器具製造業最低賃金の審議・決定状況です。東京、神奈川が審議中です。

資料33ページの資料8-1は、香川県の特定最賃の推移です。

船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向ですが、冷食については、他の3業種に比べ伸びが鈍い状況です。

資料34ページ資料8-2は特定最低賃金対象業種の状況です。

特定最低賃金の対象者は基幹労働者に対するもので、影響率の基幹労働者は、冷食3.5%、機械3.1%、船舶4.9%、電気は8.0%となっております。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今の説明で何か御質問、御意見はありませんか。

それでは、次に議題2の「その他」に移ります。

事務局何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改定についての周知状況について

御説明いたします。

最低賃金の周知については、9月より、県、市、町等の行政機関をはじめ、各種団体、公共交通機関、学校などに対しまして、基本的には持参し、広報誌等への掲載依頼とポスターの掲示、チラシの配布などによる周知をお願いいたしますとともに、局で実施する各種説明会におきまして、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございます。

今後におきましても、特定最賃も同様にあらゆる機会を通じまして、最低賃金の周知、履行確保を図って参りたいと考えております。

次に、今後の審議日程につきまして御説明いたします。

来年3月に、本年度最後の第6回本審を開催し、来年度における特定最低賃金改定の意向確認、また、来年度への申送事項等につきましての御審議をお願いする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

日程調整につきましては、後日メール等によって行わせていただきます。

説明は以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。

他に何かございますか。

特になければ終了したいと思います。

それでは、これで平成27年度第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

了